

遠賀・中間リレーセンター搬入制限表

※当施設は遠賀郡四町と中間市で設立された『一般廃棄物処理施設』です。

令和元年12月1日現在

搬入品目	搬入量(1日最大)	搬入品目	搬入量(1日最大)
廃プラスチック他		陶器・陶磁器類	
・塩ビパイプ、雨樋、プラ製パレット プラ製のタンク、その他プラ製品	軽トラ荷台擦り切れ	・便器、洗面ボウル ・タイル	各2個 20kg
・塩ビ波板	30枚(2.5m×0.9m以内)	がれき類	合計 20kg
・浴槽(FRP製)	2台	・コンクリート破片(こぶし大)	
・FRP廃品(車のバンパー等)	20kg(2.5m×0.9m以内)	・コンクリートブロック	
・発砲スチロール	軽1BOXか軽トラ嵩上げ1mまで	・レンガ ・瓦	
・農事用フィルム	20kg	・波形スレート	
・ブルーシート	軽トラ荷台擦り切れ(1m切断)	・石膏ボード ・セメント	
・断熱材(グラスウール・発砲ウレタン)	20kg	・しっくい ・サイディング	
・防音材	20kg	・土砂類	
・電線の被覆(塩化ビニル製等)	20kg(2m以内)	家具類	
・ゴムホース、ビニールホース (紐でくくられている状態)	20kg(直径50cm以内)	・食器棚	2t車2台ま
・漁網	20kg 軽トラ荷台擦り切れ(1m切断)	・タンス	
・ロープ	20kg 軽トラ荷台擦り切れ(1m切断)	・ソファ	5個 各10枚
・畳	8枚	・その他家具類	
・仮設トイレ	不可	・マットレス	
		・布団・毛布	
紙くず類		危険物	
・クロス	軽1BOXか軽トラ嵩上げ1mまで	・農薬	不可
・建材の包装紙	軽1BOXか軽トラ嵩上げ1mまで	・肥料(牛糞、鶏糞、腐葉土)	20kg
・リサイクルできない紙類 (処分が必要な書類等)	軽1BOXか軽トラ嵩上げ1mまで	・化学肥料	20kg
木くず他		・劇薬	不可
・剪定枝、草	合計 200kg (2.5m×0.9m以内)	・プロパンガスボンベ	不可
・パレット(木製)、ウッドデッキ等			
・材木(解体した廃材木等)	合計 10枚	ゴムくず	
・障子			・自動車のタイヤ、キャタピラ
・ふすま	5枚	・コンベヤベルト	不可
・ガラス戸	5枚	電化製品(家電リサイクル法対象品)	
・網戸	10枚(2.5m×0.9m以内)	・テレビ	不可
・コンパネ	10枚(2.5m×0.9m以内)	・洗濯機	不可
・ベニヤ板	各1台	・冷蔵庫、冷凍庫	不可
・流し台、洗面化粧台		・エアコン	不可
金属くず他		・衣類乾燥機	不可
・浴槽(ホーロー製、ステンレス製)	2台	その他	
・電気温水機	1台	・花火	直接職員に手渡し
・ガス給湯器、石油給湯器	各1台	・乾電池	20kg
・風呂用灯油及びガスボイラー	1台	・ピアノ	不可(エレクトーン受入可)
・貯湯槽	1台	・消火器	不可
・太陽熱温水器	1台	・耐火金庫	不可
・一斗缶	20缶	・原付バイク	不可(バイクリサイクル)
・ドラム缶	2缶	・バッテリー	不可
・ブリキ	30枚(2.5m×0.9m以内)		
・トタン	30枚(2.5m×0.9m以内)		

【注意事項】

- ① 搬入ごみは、遠賀郡及び中間市管内から排出されるものだけです。
- ② 1枚の寸法については、長さ2.5m以内、幅0.9m以内です。
- ③ 上記の搬入品目及び搬入量については、変更になる場合があります。
- ④ 搬入ごみが大量の場合は、遠賀・中間リレーセンターまでお問い合わせください。TEL093-282-5341
- ⑤ 上記については一例であり、この他に受け入れ出来ない物もあります。